(別紙2)

国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領

目次

本文

様式第1 指定書

様式第2 公園計画書

様式第3 公園区域及び公園計画変更書

第1 通則

国立公園(以下「公園」という。)に関する指定書、公園計画書並びに公園区域 及び公園計画変更書は、本要領の定めるところにより作成する。

なお、本要領において、自然公園法は「法」と、自然公園法施行令は「令」と、 自然公園法施行規則は「規則」という。

第2 指定書

指定書の位置付け及び様式

指定書は指定理由、地域の概要及び公園区域から成り、公園区域の全体像を示したもので、様式第1によることとする。

また、法第5条第1項の規定に基づき区域を定めて公園を指定するに当たり、関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴く際は、指定書(案)をもって意見を聴くものとする。

なお、法第5条第3項の規定に基づき、公園を指定する旨及びその区域を官報に 公示する場合は、指定書のうち、表1に掲げる内容を公示するものとする。

指定書の変更

指定書の変更は第4に規定する公園区域及び公園計画変更書によって行われ、同書を作成する場合は、同時に同書によって変更された後の指定書(案)を作成しなければならない。

第3 公園計画書

公園計画書の位置付け及び様式

公園計画書は、基本方針、規制計画、事業計画、参考事項及び供覧用総括図から成り、公園計画の全体像を示したもので、様式第2によることとする。なお、規制計画及び事業計画の項には、別紙1「国立公園の公園計画作成要領」において関連事項として掲げられているものについても明記するものとする。

また、法第7条第1項の規定に基づき公園計画を決定するに当たり、関係都道府 県及び中央環境審議会の意見を聴く際は、公園計画書(案)をもって、計画事項に ついて意見を聴くものとする。

なお、法第7条第5項の規定に基づく公園計画の決定に関する官報公示は、公園計画書のうち表2に掲げる内容を公示することとし、公園計画を一般の閲覧に供する場合は、公園計画書をもって行うこととする。

公園計画書の変更

公園計画書の変更は第4に規定する公園区域及び公園計画変更書によって行われ、同書を作成する場合は、同時に同書によって変更された後の公園計画書(案)を作成しなければならない。

第4 公園区域及び公園計画変更書

公園区域及び公園計画変更書の位置付け及び様式

公園区域及び公園計画変更書は公園区域及び公園計画の変更内容を示したものであり、様式第3によるものとする。

また、法第6条第1項の規定に基づき公園区域を変更等する又は法第8条第1項に基づき公園計画を変更等するに当たり、関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴く際は、公園区域及び公園計画変更書(案)をもって意見を聴くものとする。

なお、公園区域及び公園計画の変更等に関する官報公示は、それぞれ公園区域及 び公園計画書変更書のうち、表3に掲げる内容を公示するものとする。

公園区域及び公園計画変更書の作成に係る留意事項

公園区域及び公園計画変更書を作成するに当たっては、公園区域及び公園計画の 見直しのうち、再検討、点検又は一部変更のいずれによるものかを明示するものと する。

第5 指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書の書式

指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書の大きさは日本産業規格(JIS) A 4 判(一部の頁は A 3 を折り込んだ A 4 判)とする。

(表1:公園区域の指定に関する官報公示の方法)

官報公示事項	官報公示の方法
法第5条第3項の規定に基づ	様式第1(表1:公園区域(陸域)表)及び(表2:公園区
く公園区域の指定及びその区	域(海域)表)の記載内容の一部
域の官報公示	

(表2:公園計画の決定に関する官報公示の方法)

(衣2:公園計画の決定に関する	
官報公示事項	官報公示の方法
法第7条第5項の規定に基づ	様式第2(表1:特別地域総括表)の記載内容の一部
く公園計画の決定概要の官報	・ 様式第2(表2:特別保護地区総括表)の記載内容の一
公示	部
	・ 様式第2(表4:第1種特別地域総括表)の記載内容の
	一部
	・ 様式第2(表6:第2種特別地域総括表)の記載内容の
	一部
	- 様式第2(表8:第3種特別地域総括表)の記載内容の
	一部
	・ 様式第2(表10:海域公園地区表)の記載内容の一部
	・ 様式第2(表11:利用調整地区表)の記載内容の一部
	・ 様式第2(表26:集団施設地区表)の記載内容の一部
	・ 様式第2(表27:単独施設表)の記載内容の一部
	・ 様式第2(表28:道路(車道)表)の記載内容の一部
	・ 様式第2(表29:道路(自転車道)表)の記載内容の一
	部
	・ 様式第2(表30:道路(歩道)表)の記載内容の一部
	・ 様式第2(表31:運輸施設表)の記載内容の一部
	・ 様式第2(表32:生態系維持回復計画表)の記載内容の
	一部
	・ 様式第2・3・(3)自然体験活動計画の記載内容の一
	部
法第20条第2項の規定におい	様式第2(表1:特別地域総括表)の記載内容の一部
て準用する法第5条第3項の	
規定に基づく特別地域の指定	
の官報公示	
法第21条第2項の規定におい	様式第2(表2:特別保護地区総括表)の記載内容の一部
て準用する法第5条第3項の	
規定に基づく特別保護地区の	
指定の官報公示	
法第22条第2項の規定におい	様式第2(表10:海域公園地区表)の記載内容の一部
て準用する法第5条第3項の	
規定に基づく海域公園地区の	
指定の官報公示	
法第23条第2項の規定におい	様式第2(表11:利用調整地区表)の記載内容の一部
て準用する法第5条第3項の	
規定に基づく利用調整地区の	
指定の官報公示	
法第36条第2項において準用	様式第2(表26:集団施設地区表)の記載内容の一部
する法第5条第3項の規定に	
基づく集団施設地区の指定の	
官報公示	

(表3:公園区域の変更及び公園	計画の変更等に関する官報公示の方法)
官報公示事項	官報公示の方法
法第6条第3項の規定におい	様式第3(表3:公園区域(陸域)変更表及び表4:公園
て準用する法第5条第3項の	区域(海域)変更表)の記載内容の一部
規定に基づく公園区域の変更	
等の官報公示	
法第8条第3項の規定におい	
て準用する法第7条5項の規 定に基づく公園計画の変更等	様式第3(表7:特別保護地区変更表)の記載内容の一部
機要の官報公示	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
IM & O LI IX Z J.	一部
	・ 様式第3(表9:海域公園地区追加表)又は(表10:海
	域公園地区変更表)の記載内容の一部
	• 様式第3・第2・3・(1)・ウにおいて準用する様式
	第2(表11:利用調整地区表)又は様式第3(表11:利
	用調整地区変更表)の記載内容の一部
	様式第3・第2・4・(1)・イ・(ア)(集団施設地区の新設又は追加の場合)において準用する様式第2
	(表26:集団施設地区表)又は様式第3(表25:区域変
	更表)、(表26:集団施設地区表)若しくは(表27:集
	団施設地区削除(解除)表)の記載内容の一部
	• 様式第3・第2・4・(1)・イ・(イ)(単独施設の
	追加の場合)において準用する様式第2(表27:単独施
	設表)又は様式第3(表28:単独施設変更表)若しくは
	(表29:単独施設削除表)の記載内容の一部
	・ 様式第3・第2・4・(1)・イ・(ウ)(道路の追
	加の場合)において準用する様式第2(表28:道路
	(車道)表)、(表29:道路(自転車道)表)若しく
	は(表30:道路(歩道)表)又は様式第3(表30:道
	路(車道(自転車道、歩道))削除表)若しくは(表
	31:道路(車道(自転車道、歩道))変更表)の記載
	内容の一部
	• 様式第3・第2・4・(1)・イ・(工)(運輸施設
	の追加の場合)において準用する様式第2(表31:運
	輸施設表)又は様式第3(表32:運輸施設削除表)、
	(運輸施設の路線の延長、短縮、経路変更等の場合)
	において準用する様式第3(表31:道路(車道(自転
	車道、歩道))変更表)の記載内容の一部
	・ 様式第3(表33:生態系維持回復計画変更表)の記載内
	容の一部
	・ 様式第3(表34:自然体験活動計画変更表)の記載内容

の一部

法第20条第2項の規定におい	様式第3(表6:特別地域変更表)の記載内容の一部
て準用する法第5条第3項の	
規定に基づく特別地域の指定	
の解除及び区域の変更の官報	
公示	
法第21条第2項の規定におい	様式第3(表7:特別保護地区変更表)の記載内容の一部
て準用する法第5条第3項の	
規定に基づく特別保護地区の	
指定の解除及び区域の変更の	
官報公示	
法第22条第2項の規定におい	様式第3(表9:海域公園地区追加表)又は(表10:海域公
て準用する法第5条第3項の	園地区変更表)の記載内容の一部
規定に基づく海域公園地区の	
指定の解除及び区域の変更の	
官報公示	
法第23条第2項の規定におい	様式第3・第2・3・(1)・ウにおいて準用する様式第2
て準用する法第5条第3項の	(表11:利用調整地区)又は様式第3(表11:利用調整地区
規定に基づく利用調整地区の	変更表)の記載内容の一部
指定の解除及び区域の変更の	
官報公示	
法第36条第2項において準用	様式第3・第2・4・(1)・イ・(ア)(集団施設地区の
する法第5条第3項の規定に	新設又は追加の場合)において準用する様式第2(表26:集
基づく集団施設地区指の指定	団施設地区表)又は様式第3(表25:区域変更表)、(表2
の解除及び区域の変更の官報	6:集団施設地区表)若しくは(表27:集団施設地区削除(解
公示	除)表)の記載内容の一部

様式第1 指定書

<標題>

〇〇〇〇国立公園

指定書

年 月 日

環 境 省

- 1 特定部分の指定書とする場合は、公園名に続けて(地域)と当該部分の名称を記載する。
- 2 法第5条第1項の規定に基づき区域を定めて公園を指定するにあたり、関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴く際は、指定書の下に[新規指定]と記載する。

目次

1		指定	理[由・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	$\cdot \circ \circ$	ページ
2		地垣	ŧのŧ	既要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>II</i>
	(1)	<u>!</u>	景観	の	特	性	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>"</i>
		ア	地升	形、	地	質	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	<i>"</i>
		1	植织	生・	野	生	生	物	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>"</i>
		ウ	自	然現	象	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>"</i>
		エ	文化	化景	観	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>II</i>
	(2)	5	利用	の	現	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>"</i>
	(3)	1	社会	経	済	的	背	景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>"</i>
		ア	土土	地所	有	別	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	"
		1	人	口及	び	産	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>"</i>
		ウ	権	利制	限	関	係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	"
3		公原	l X t	或 •									•				•														<i>"</i>

1 指定理由

2 地域の概要

- (1) 景観の特性
 - ア 地形、地質
 - イ 植生・野生生物
 - ウ 自然現象
 - 工 文化景観
- (2) 利用の現況
- (3) 社会経済的背景
 - ア 土地所有別

国有地 ha、 公有地 ha、 私有地 ha

- イ 人口及び産業
- ウ 権利制限関係

3 公園区域

○○○○国立公園(○○地域)の区域を次のとおりとする。

(表1:公園区域(陸域)表)

都道府県名	X	域	面 積(ha)
県	(全国市町村要覧の順序	にならい市町村ごと	
(都、道、	にまとめて記載する。)		
府)	(国有林の場合)		
	市内		
	郡 町(村)内		
	国有林 森林管理署	番 林班 、 林班	
	(全 部 及び 林班 (各一語		
	市内		
	郡 町(村)内		
	国有林 森林管理署	酵 林班、 林班及び	
	林班の全部並びに	林班、林班及び	
	林班の各一部		
	(国有林以外の場合)		
	市		
	郡 町(村)		
	T3.7 \(\tau \)	全 部) 各一部)	

	市	
	郡町(村)	
	、 及び の全部並びに 、	
	及び の各一部	
	(湖沼を含む場合)	
	市内	
	郡 町(村)内	
	湖の全部(一部)	
		小計
県	(同一市町村に国有林と国有林以外とが存す	
(都、道、	る場合、国有林を先に掲げる。)	
府)	市内	
	郡 町(村)内	
	国有林 森林管理署 林班、 林班	
	及び 林班の (全 部) (各一部)	
	市	
	郡町(村)	
	、 及び の全部並びに 、	
	及び の各一部	
		小計
(地先海岸、地	2.先島しょ及び地先岩礁を含む場合)	
これらの地域	の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含	む。
	合 計	

(表2:公園区域(海域)表)

X		域	面 積(ha)
県(都、道、府)	市(郡	町、村)の地先海面の	
一部			
県(都、道、府)	市(郡	町、村)の地先海面の	
一部			
合		計	

- 1 1の「指定理由」には、公園を指定する理由を、風景形式、景観区、傑出性の高い景観の特徴を示す主題(テーマ)、その主題と関連性の深い景観要素を明確にした上で、簡明に記述する。
- 2 2・(1)の「景観の特性」には、当該公園の景観に関して特記すべき事項について地形、植生、野生生物等の分野ごとに簡明に記述する。
- 3 2・(2)の「利用の現況」には、年間利用者数、主たる利用形態等について記述する。
- 4 2・(3)・アの「土地所有別」には、それぞれ陸域の面積について掲げる。
- 5 2・(3)・イの「人口及び産業」には、区域内の居住者人口の概数、主 たる産業構成について記述する。
- 6 2・(3)・ウの「権利制限関係」の記述は次例のとおりとする。
- (ア) 保安林

(種類)(位置)(重複面積(ha))(指定年月日)水源かん養県郡町地内大・風致県郡村地内昭・

(イ) 鳥獣保護区

(名称)(位置)(重複面積(ha))(当初指定年月日)県郡村地内昭・(うち特保)

(ウ) 史跡名勝天然記念物

(名称)(位置)(指定年月日)県 郡 町地内昭 ・ ・

(エ) その他

(海岸保全区域、近郊緑地保全区域等)

- 7 公園区域表は日本産業規格(JIS) A 4 判横書縦長とする。
 - (1) 市町村の記載順序は、全国市町村要覧(指定書又は公園計画書作成時における市町村要覧編集委員会編集の全国市町村要覧をいう。以下同じ。)の掲載順序による(複数の都道府県におよぶ場合の都道府県の順序も同様とする。以下同じ。)。
 - (2) 国有林の林班については、例えば、1.2.5.6.7.9.14.
 15林班のそれぞれの全部が公園区域に含まれ、かつ、3.4.8.10.
 11.12.13.16林班のそれぞれの一部が公園区域に含まれるような場合は、「1林班、2林班、5林班から7林班まで、9林班、14林班及び15林班の全部並びに3林班、4林班、8林班、10林班から13林班まで及び16林

班の各一部」と記載する。 なお、例えば、1 林班の全部と2 林班の一部のような場合には、「1 林班の全部及び2 林班の一部」と記載する。

(3) 国有林以外の場合では、表中の〇〇には、市町村名に続く次の字名 や街区名等を用いる。また、番外地等の場合は、「番外地」等としても差 し支えない。

なお、字名や街区名等は「全部」及び「一部」ごとにそれぞれ五十音順に並べる。

(4) 「面積」の単位はhaとし、小数点以下は四捨五入する。

陸域の面積は、市町村ごとに記載する。複数の都道府県におよぶ場合は、「面積」の左欄に市町村ごとの面積を、右欄に都道府県ごとの小計を記載する。なお、都道府県が単独である場合には、欄を区分する必要はない。

海域の面積は、一連の連続する海域ごとに記載する。

面積については、私有地が含まれない場合は、それぞれの土地を所管する国の機関又は地方公共団体より教示された面積を記載し、私有地が含まれる場合又は全てが私有地である場合には、GISソフト等を用いて算出した数字を記載する。国有地又は公有地の面積が不明の場合も同様とする(以下公園区域、特別地域及び特別保護地区の面積において同じ。)。

8 別添図面として、区域図を作成する。

様式第2 公園計画書

<標題>

国立公園

公園計画書

年 月 日

環 境 省

, 留意事項

- 1 特定部分の公園計画書とする場合は、公園名に続けて(地域)と当該部分の名称を記載する。
- 2 法第7条第1項の規定に基づき公園計画を決定するに当たり、関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴く際は、公園計画書の下に[新規指定]と記載する。

目次

1		基本	方針		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•		ページ
2		規制	計画		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	"
	(1)	保記	護規	制制	計画	i等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	"
		ア	特別:	地域	•	•	•	• •				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		"
		(ア)	特	別信	呆護	地	X	•		•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•		•	<i>"</i>
		(イ)	第	1 1 ₹	重特	別	地	域		•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•		•	<i>"</i>
		(ウ)	第	2 ₹	重特	別	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	"
		(エ)	第	3 ₹	重特	別	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	"
		1	海域	公園	地[<u>x</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	"
		ウ	利用語	淍整	地區	<u>x</u> •	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	"
		エ	関連	事項	·		•	•	•	•				•		•			•	•								•	"
		(ア)	木	竹扌	員傷	規	制	X	域				•		•			•	•					•			•	"
		(イ)	汚	水	又廃	水	の	排	出	規	制	X	域						•					•	•		•	"
		(ウ)	採	取争	等 規	制	植	物		•	•	•	•						•					•	•		•	"
		(エ)	植	뒱€	等 規	制	植	物	及	び	X	域	•						•					•	•		•	"
		(オ)	捕	獲領	等 規	制	動	物	•		•	•	•		•			•	•	•							•	"
		(カ)	放	出共	見制	亅動	物	及	び	X	域	•	•						•					•	•		•	"
		(‡)	立	入夫	見制	区	域	及	び	期	間	•	•		•			•	•	•							•	"
		(ク)	乗	入扌	1規	制	X	域	及	び	期	間	•							•				•	•		•	"
		(ケ)	車	馬伯	吏用	規	制	道	路	及	び	期	間							•				•	•		•	"
		(□)	捕	獲領	等 規	制	動	植	物	及	び	X	域							•				•	•		•	"
		(サ)	動	力的	沿使	用	規	制	X	域	及	び	期	間						•				•	•		•	"
		(シ)	普	通均	也均	· 5	•			•	•	•	•							•				•	•		•	"
		オ	面積	为訳			•	•			•	•		•							•				•	•		•	"
	(2)	利	用規	見制	計i	囲				•			•	•						•				•			•	<i>"</i>
3		事業	計画				•										•								•			•	"
	(1)	施設詞	計画	į •		•										•								•			•	"
		ア	保護	拖設	計画	画	•	• •								•				•	•						•		"
		1	利用加	拖設	計画	画	•	• •												•	•						•		"
		(ア)	集	団方	施 設	地	X	•				•						•		•						•		<i>"</i>
		(イ)	単	.独方	他 設	L ,						•			•					•					•	•		"
		(ウ)	道	路	•	•	•							•	•		•	•	•					•	•	•		"
			a <u>i</u>	車道	·		•	•		•	•	•	•								•				•	•	•	•	"
			b I	自転	車i	道・	•				•	•	•				•								•	•		•	"
				上:岩	i .		_																						,,

			(I)	連	輸	施言	殳 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	"
	(2)	生	態系	維	持	回往	复言	十画	Ī •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	"
	(3)	自	然体	験	活	動言	計画	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	"
4		参	考	事	項・	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	"
	(1)		過去	の	経	緯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	"
	(2)		その	他	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	"
뭬	添		供	讆	用総	括	図																											

/ 留意事項

1 該当する項目に係る変更がない場合は、当該項目を抹消し、番号を繰り上げるものとする。

1 基本方針

留意事項

- 1 ビジョン及び管理運営方針として、公園の風致景観及び自然環境、利用状況等の国立公園ごとの特性を踏まえた国立公園の望ましい姿(国立公園の保護すべき資源又は公園の利用の方向性等)、国立公園が提供すべきサービス(役割、機能)、国立公園の価値や保全・利用の目標を分かりやすく示したビジョン及び、ビジョンの実現にむけ国立公園を管理運営していくに当たっての方向性を示した管理運営方針を記述する。
- 2 保護に関する事項として、当該公園の主要な保護対象及びそれらの保護管理の方針、特別地域(特別保護地区並びに第1種、第2種及び第3種特別地域)、海域公園地区、利用調整地区等の指定方針、保護施設の整備方針、生態系の維持又は回復のための事業の実施方針等について記述する。
- 3 公園利用に関する事項として、当該公園における主たる利用形態(次表参照)、公園区域内外にわたる利用動線の現況と今後の方針、特定の地域における利用規制に関する方針、主要な利用拠点又は利用施設の配置及び整備の方針、公園利用者へ提供する公園サービス、質の高い自然体験活動の促進に関する方針(望ましい利用形態、テーマ、ストーリー、ゾーン設定の考え方等)等について記述する。また、当該公園における他法令における計画策定や運用に関する対応方針(エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム全体構想や自然再生推進法に基づく自然再生全体構想に対する計画策定及びその運用に対する方針等)を必要に応じて記述する。

国立公園における利用形態の例

- 1 登山
- 2 ハイキング、ピクニック、キャンプ
- 3 スキー、スケート
- 4 ボート、ヨット等舟遊び、水泳、ダイビング、スノーケリング
- 5 自然探勝(動植物、地形、地質等)
- 6 人文研究(史跡、遺跡、社寺、民俗、行事等)
- 7 ドライブ、水上遊覧
- 8 休養、避暑、避寒
- 9 野外スポーツ
- 10 写生、撮影
- 11 逍遥
- 12 エコツアー

2 規制計画

- (1) 保護規制計画等
 - ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1:特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)	
県	(全国市町村要覧の順序にならい、市町村ご		
(都、道、府)	とにまとめて記載する。)		
	(国有林の場合)		
	市内		
	郡 町(村)内		
	国有林 森林管理署 林班、 林班	国)
	及び 林班の(全 部)	公 C)
	(各一部)	L私 C	<u>ل</u> ر
	市内		
	郡 町(村)内		
	国有林 森林管理署 林班、 林班		
	及び 林班の全部並びに 林班、	国)
	林班及び 林班の各一部	公 0)
		し私 C	<u>ل</u> (
	(国有林以外の場合)		
	市		
	郡 町(村)	国)
	、 及び の(全 部)	公	
	(各一部)	し私	J
	市		
	郡町(村)		
	、 及び の全部並びに 、		
	及び の各一部		
	(湖沼を含む場合)		
	市内	国)
	郡 町(村)内	公	
	湖の全部(一部)	L 私	J
		小計	

県 (同一市町村に国有林と国有林以外とが存す (都、道、府) る場合、国有林を先に掲げる。) 市 郡 町(村)内 国有林 森林管理署 林班、 林班 及び 林班の(全 部) (各一部) 市 玉 郡 町(村) 及び の全部並びに 公 、私 及び の各一部 小計 (地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む場合) これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部を含む。 合 計

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判縦長とする。
- 2 「区域」の記載方法は、様式第1の3の(公園区域表)の「区域」に準ずる。 変更する部分について、原則として関係市町村の字まで(国有林にあっては林 班まで)地名の抽出を行う。なお、区域を変更しない場合であっても区域全域 について同様に地名の確認を行うこととする。
- 3 「面積」は市町村ごとに記載する。単位はhaとし、小数点以下は四捨五入する。複数の都道府県におよぶ場合は、都道府県ごとの小計を記載する。なお、 都道府県が単独である場合には、小計欄を設ける必要はない。

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2:特別保護地区総括表)

都道府県名	区	域	面 積(ha)
	合	計	

- 1 本表は日本産業規格 (JIS) A 4 判縦長とする。
- 2 記載方法は、(表1:特別地域総括表)に準ずる。

(表3:特別保護地区内訳表)

	休暖地区内武衣)			
名 称	区 域		地区の概要	面 積
				(ha)
岳	(国有林の場合)			
	県(都、道、府) 市内			
	郡町	(村)内		
	国有林 森林管理署			
	林班、 林班及び 林野	性の全部		
	並びに 林班、 林班及び	林班		国
	の各一部			公
				し私 丿
湿原	(国有林以外の場合)			
	県(都、道、府) 市			
	郡町	(村)		国
	、 及び の全部並びI	Ξ ,		公
	及び の各一部			し私 ノ
島	(島の場合であっても原則として上記	己のとお		
	り記載するものとするが、より明確	こするた		
	めに、次例のとおり記載しても差し	支えな		
	ll.)			
	県(都、道、府) 市			
	郡町	(村)		
	の一部			
	(島の全部)			
	の一部			
	(島の全部及び付近の!	島しょ)		
	の一部			国
	(島の一部)			公
	の一部			【私 】
(地先海岸	憶、地先島しょ及び地先岩礁を含む場合)		
これらの)地域の地先海岸、地先島しょ及び地名	岩礁の各一	一部を含む。	
	<u></u>		 計	

- 1 本表は日本産業規格(JIS)A4判横長とし、北側に位置するものから順に 記載する。
- 2 「名称」は地形図等から判断して、当該地区の位置を表示するのに適当と思われるものを適宜選定して付す。
- 3 「区域」が国有林以外の場合では、表中の には、市町村名に続く次の 街区名等を用いる。また、番外地等の場合は、「番外地」等としても差し支 えない。

なお、街区名等は「全部」及び「一部」ごとにそれぞれ五十音順に並べる。

- 4 「地区の概要」には、個々の地区の自然景観の特性及び特別保護地区とする理由、保全の方針、利用の現況と方針について簡明に記載する。
- 5 「面積」の単位はhaとし、小数点以下は四捨五入する。

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4:第1種特別地域総括表)

都道府県名	X	域	面 積(ha)
	合	計	

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判縦長とする。
- 2 記載方法は(表1:特別地域総括表)に準ずる。

(表5:第1種特別地域内訳表)

名 称	区	域	地区の概要	面 積(ha)
山東斜面				
湖西岸				
道路沿線				
	合		計	

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 第 1 種特別地域を位置、広がり、風致の質等により適宜区分する。この場合、 複数の小面積の地域をまとめて同一の区分とすることは差し支えない。
- 3 北側に位置するものから順に記載する。
- 4 「名称」は地形図等から判断して、当該区分された第 1 種特別地域の位置を表示するのに適当と思われるものを適宜選定して付す。
- 5 「区域」の記載方法は、(表3:特別保護地区内訳表)に準ずる。
- 6 「地区の概要」には、個々の区分ごとの自然景観の特性及び第1種特別地域とする理由、保全の方針、利用の現況と方針について簡明に記載する。

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6:第2種特別地域総括表)

都道府県名	X	域	面 積(ha)
	合	計	

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判縦長とする。
- 2 記載方法は、2・(1)・ア・(イ)の「第1種特別地域」に準ずる。

(表7:第2種特別地域内訳表)

名	称	区	域	地区の概要	面	積 (ha)
	Î	<u> </u>	<u> </u>	<u>;</u> †		

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 記載方法は、(表5:第1種特別地域内訳表)に準ずる。

(工) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8:第3種特別地域総括表)

都道府県名	区	域	面 積(ha)
	合	計	

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判縦長とする。
- 2 記載方法は、2・(1)・ア・(イ)の「第1種特別地域」に準ずる。

(表9:第3種特別地域内訳表)

名	称	区	t或	地区の概要	面	積 (ha)
	É	<u></u>	į	<u>:</u> †		

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 記載方法は、(表5:第1種特別地域内訳表)に準ずる。

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表10:海域公園地区表)

番号	名	称	位	置	地区の概要	面積 (ha)
			県(都、道、府)		
			市			
			郡 町(村)			
			地先			
			県(都、道、府)		
			市			
			郡 町(村)			
			島地先			

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 「番号」は地区の位置する都道府県、市町村に応じ、全国市町村要覧の掲載順に付す。
- 3 「地区の概要」には、当該地区の自然景観の特性及び海域公園地区を指定 する理由、保全の方針、利用の現況と方針を簡明に記載する。
- 4 「面積」には、海域公園地区区域図を基にGISソフト等を用いて算出した数字を記載する。
- 5 「面積」の単位はhaとし、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。

ウ 利用調整地区

利用調整地区を次のとおりとする。

(表11:利用調整地区表)

名称	X	域	地種区分	区域の概要	面積	備考

- 1 本表には法第23条第1項の規定に基づき指定する利用調整地区について記載する。なお、本表は日本産業規格(JIS)A4判横長とする。
- 2 「名称」及び「区域」の記載方法は(表3:特別保護地区内訳表)に準ずる。
- 3 「区域の概要」には、当該区域の自然景観の特性及び利用の現況、指定する理由、利用調整の方針を簡明に記載する。
- 4 「面積」には、既存の資料を基に記載するものとするが、不明の場合には GISソフト等を用いて算出した数字を記載する。面積の単位はhaとし、小数点以下を四捨五入する。
- 5 「備考」には、時期を限定して指定する必要がある場合、「規制期間は毎年月日から月日までとする」と明記する。なお、規制期間の変動が予測される場合は、「規制期間は、積雪が消滅してから積雪が始まるまでの期間とし、各年ごとに別に定める」等と記載する。

工 関連事項

(ア) 木竹損傷規制区域

木竹の損傷を規制する区域を次のとおりとする。

(表12:木竹損傷規制区域表)

名	称	区	域	地区の概要	恒	積(ha)
	î	<u> </u>		; †		

- 1 本表には、第20条第3項第3号の規定により木竹の損傷を規制する区域について記載する。なお、本表は日本産業規格(JIS)A4判横長とする。
- 2 木竹損傷規制区域を位置、広がり、分布状況等により適宜区分する。この場合、複数の小面積の地域をまとめて同一の区分とすることは差し支えない。
- 3 北側に位置するものから順に記載する。
- 4 「名称」は地形図等から判断して、当該区分された木竹損傷規制区域の位置 を表示するのに適当と思われるものを適宜選定して付す。
- 5 「区域」の記載方法は、(表3:特別保護地区内訳表)に準ずる。

- 6 「地区の概要」には、個々の区分ごとの自然環境の特性及び木竹損傷規制区域とする理由、保全の方針について簡明に記載する。
- 7 「面積」は既存の資料を基に記載するものとするが、不明の場合には、GISソフト等を用いて算出した数字を記載する。「面積」の単位はhaとし、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。

(イ) 汚水又は廃水の排出規制区域

汚水又は廃水の排出の規制に係る区域を次のとおりとする。

(表13:汚水又は廃水の排出規制区域表)

名 称	位置	地域地区	湖沼(湿原)の概要	面積(ha)
湖 及びそ	県(都、道、府)	特別保護 地区		
の周辺 1 km	市内 郡 町(村)内			

留意事項

- 1 法第20条第3項第6号又は法第21条第3項第1号の規定により汚水又は廃水の排出を規制する区域について記載する。なお、本表は日本産業規格 (JIS) A4判横長とする。
- 2 「湖沼(湿原)の概要」には、当該湖沼又は湿原の特性、保全の方針及び 指定する理由を簡明に記載する。
- 3 「面積」には、既存の資料を基に記載するものとするが、不明の場合には、GISソフト等を用いて算出した数字を記載する。「面積」の単位はhaとし、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。

(ウ) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表14:採取等規制植物表)

科	名	種	名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)

- 1 本表には、法第20条第3項第11号の規定により採取又は損傷を規制する植物を 掲げる。なお、本表は日本産業規格(JIS)A4判横長とする。
- 2 植物の記載順序は、「国立・国定公園特別地域内において採取等を規制する植物(指定植物)の選定方針の策定について」(平成27年8月)によるものとする。

(エ) 植栽等規制植物及び区域

植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくことを規制する植物及び その区域を次のとおりとする。

(表15:植栽等規制植物及び区域表)

名 称	X	域	地種区分	区域の概要	面積(ha)	植栽等規制植物

- 1 本表には法第20条第3項第12号の規定に基づき植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくことを規制する区域及びその植物について記載する。なお、本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 「名称」及び「区域」の記載方法は(表3:特別保護地区内訳表)に準ずる。
- 3 「区域の概要」には、当該区域の自然環境の特性及び指定する理由、保全 の方針を簡明に記載する。
- 4 「面積」には、既存の資料を基に記載するものとするが、不明の場合には、GISソフト等を用いて算出した数字を記載する。「面積」の単位はhaとし、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。
- 5 「植栽等規制植物」には、植栽又は種子をまくことを規制する植物の種名を区域ごとに記載する。植物の種名の記載順序は、学名のアルファベット順とする。なお、記載する植物数が多い場合は「別表のとおり」と記載し、 (表14:採取等規制植物表)に準ずる別表を掲げる。

(オ) 捕獲等規制動物

捕獲し若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷を規制する動物を次のとおりとする。

(表16:捕獲等規制動物表)

科	名	種名

留意事項

法第20条第3項第14号の規定に基づき捕獲し若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷を規制する動物を掲げる。

(カ) 放出規制動物及び区域

動物を放つことを規制する区域及びその動物は次のとおりとする。

(表17:放出規制動物及び区域表)

名	称	X	域	地種区分	区域の概要	面積(ha)	放出規制動物

- 1 本表には法第20条第3項第14号の規定に基づき動物を放つことを規制する 区域及びその動物について記載する。なお、本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 「名称」及び「区域」の記載方法は(表3:特別保護地区内訳表)に準ずる。
- 3 「区域の概要」には、当該区域の自然環境の特性及び指定する理由、保全 の方針を簡明に記載する。
- 4 「面積」には、既存の資料を基に記載するものとするが、不明の場合には、GISソフト等を用いて算出した数字を記載する。「面積」の単位はhaとし、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する
- 5 「放出規制動物」には、放出を規制する動物を区域ごとに記載する。なお、記載する植物数が多い場合は「別表のとおり」と記載し、(表16:捕獲等規制動物表)に準ずる別表を掲げる。

(キ) 立入規制区域及び期間

立入りを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表18:立入規制区域及び期間表)

名	称	X	域	地種区分	区域の概要	面積 (ha)	期間

留意事項

- 1 本表には法第20条第3項第16号又は法第21条第3項第1号の規定に基づき 立入りを規制する区域及び期間について記載する。なお、本表は日本産業規 格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 「名称」及び「区域」の記載方法は(表3:特別保護地区内訳表)に準ずる。
- 3 「区域の概要」には、当該区域の自然景観の特性及び指定する理由、保全 の方針を簡明に記載する。
- 4 「面積」には、既存の資料を基に記載するものとするが、不明の場合には GISソフト等を用いて算出した数字を記載する。面積の単位はhaとし、小数点以下を四捨五入する。
- 5 「期間」には、時期を限定して指定する必要がある場合、「規制期間は毎年月日から月日までとする」と明記する。なお、規制期間の変動が予測される場合は、「規制期間は、積雪が消滅してから積雪が始まるまでの期間とし、各年ごとに別に定める」等と記載する。

(ク) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表19:乗入れ規制区域及び期間表)

名	称	X	域	地種区分	区域の概要	面積(ha)	期間

- 1 本表には法第20条第3項第17号の規定に基づき車馬若しくは動力船を使用 し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間について記載する。 なお、本表は日本産業規格(JIS)A4判横長とする。
- 2 「名称」及び「区域」の記載方法は(表3:特別保護地区内訳表)に準ずる。 なお、特別地域の全域を乗入れ規制区域とする場合には、「特別地域の全域(特

別保護地区並びに道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)」とすることで足りるものとする。また、湖沼、河川等の水面のみを指定区域とする場合には、市町村名まで地名の拾い出しを行った上で、「(湖の水面の区域)」「(から に至る 川の河川区域)」というように表記する。

- 3 「区域」の表示の末尾には、必ず「(以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)」と表記する。
- 4 「区域の概要」には、当該区域の自然景観の特性及び指定する理由、保全の 方針を簡明に記載する。
- 5 「面積」には、既存の資料を基に記載するものとするが、不明の場合にはG ISソフト等を用いて算出した数字を記載する。面積の単位はhaとし、小数点 以下を四捨五入する。
- 6 「期間」には、時期を限定して指定する必要がある場合、「規制期間は 月日から 月 日までとする」と明記する。

(ケ) 車馬使用規制道路及び期間

車馬の使用を規制する道路及び期間を次のとおりとする。

(表20:車馬使用規制道路及び期間表)

番号(計画道	名称又は	区域又は	地種区分	区域又は区間	期	間
路番号等)	路線名	区間		の概要		

- 1 本表には令第3条又は第4条の規定に基づき車馬を使用することを規制する道路及び期間について記載する。なお、本表は日本産業規格(JIS)A4判横長とする。
- 2 「番号」は、路線ごとに付すものとし、その順序は、起点の位置する都道府県、市町村に応じ、全国市町村要覧の掲載順とする。同一市町村の場合には北側に位置するものより付す。なお、計画道路の場合、(表30:道路(歩道)表)に記載の番号を括弧内に記載する。計画道路以外の道路の場合には、括弧内にアルファベットを付す。
- 3 「名称」及び「区域」の記載方法は(表3:特別保護地区内訳表)に準ずる。 なお、特別保護地区等に含まれる全ての道路について乗入れを規制する場合に は、「特別保護地区内に含まれる全ての道路(主として歩行者の通行の用に供 するものであって、 舗装がされていないものに限る。)」等とすることで足り るものとする。また、特定の道路を指定路線とする場合には、「路線名」及び 「区間」を(表28:道路(車道)表)に準じて記載する。「路線名」について、

計画道路の場合、計画路線名を記載し、計画道路以外の道路の場合には通称を 用いて表記する。

- 4 「区域又は区間の概要」には、当該区域又は区間の自然景観の特性及び指定 する理由、保全の方針を簡明に記載する。
- 5 「期間」には、時期を限定して指定する必要がある場合、「規制期間は 月日から 月 日までとする」と明記する。

(コ) 捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を次のとおりとする。

(表21:捕獲等規制動植物及び区域表)

海域公園 地区名	X	域	区域の概要	面積(ha)	捕獲等規制動植物

- 1 本表には法第22条第3項第2号の規定に基づき、動植物の捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する区域及びその動植物について記載する。 なお、本表は日本産業規格(JIS) A4判横長とする。
- 2 「区域」には、当該海域公園地区全域を捕獲等規制区域とする場合は「全域」とし、その一部又は複数の捕獲等規制区域を指定する場合は適宜の名称を記載する。
- 3 「区域の概要」には、当該区域の自然環境の特性及び指定する理由、保全 の方針を簡明に記載する。
- 4 「面積」には、既存の資料を基に記載するものとするが、不明の場合には、GISソフト等を用いて算出した数字を記載する。「面積」の単位はhaとし、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。
- 5 「捕獲等規制動植物」には、捕獲等を規制する動植物を区域ごとに記載する。動植物の記載順序は、熱帯魚、さんご、海藻、その他の動植物の順に、分類学上高等な種から下等な種に向かって記載する。なお、記載する植物数が多い場合は「別表のとおり」と記載し、(表14:採取等規制植物表)及び(表16:捕獲等規制動物表)に準ずる別表を掲げる。

(サ) 動力船使用規制区域及び期間

動力船の使用を規制する区域及び期間は次のとおりとする。

(表22:動力船使用規制区域及び期間表)

名	称	X	域	海域公園地 区名	区域の概要	面積 (ha)	期間

留意事項

- 1 本表には法第22条第3項第7号の規定に基づき指定する動力船使用規制区域及び期間について記載する。なお、本表は日本産業規格(JIS)A4判横長とする。
- 2 「名称」及び「区域」の記載方法は(表10:海域公園地区表)に準ずる。なお、海域公園地区の全域を動力船使用規制区域とする場合には、「海域公園地区の全域」とすることで足りるものとする。
- 3 「区域の概要」には、当該区域の自然景観の特性及び指定する理由、保全の 方針を簡明に記載する。
- 4 「面積」には、既存の資料を基に記載するものとするが、不明の場合にはG ISソフト等を用いて算出した数字を記載する。面積の単位はhaとし、小数点 以下を四捨五入する。
- 5 「期間」には、時期を限定して指定する必要がある場合、「規制期間は 月 日から 月 日までとする」と明記する。

(シ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表23:普通地域表)

都道	府県名		X		域	面積(ha)					
陸	域	合	計								
(普遍	(普通地域に海域を含む場合に記載する。)										

陸域公園区域の地先海面の一部 (普通地域に海域を含む場合に記載する。)	
合	計	

- 1 本表は日本産業規格 (JIS) A 4 判縦長とする。
- 2 陸域の記載方法は、(表1:特別地域総括表)に準ずる。

オ 面積内訳

(表24:地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位:面積ha、比率%)

地	域	X	分				特	寺	別	地	j	域				₩.	ᄻ	1-	合		計	海北八国地区	普通地域	或	合	計
地	種	X	分	特 地	別保	護区	第	1	種	第	2	種	第	3	種		普通地域 (陸域)		(陸 域)		海域公園地区	(海 域)		(海	域)	
土	地	所 有	別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私					
	±:	地所有別	面積																							
(都道府)	地	種区分別	面積																							
県府	地	域地区別	面積																							
	地	域別面	面積																							
	土	地所有別	面積																							
(都道府)	地	種区分別	面積																							
県府	地	域地区別	面積																			ヶ所				
	地	域別面	面 積																							
	土	地所有別	面積																							
合		ī 区分別	面 積																							
	76/1±1	((比率)	-				(•		((.)											
	地域	地区別	面積																							
	(比率)																		ヶ所							
計	 地 ±		面積																							
			比率)											(.)		(.)		((100)	(.)	(.)	(.)

海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、

国立公園全体の数値を示している。

- 1 本表は日本産業規格 (JIS) A 3 判横長とする。
- 2 都道府県が単独である場合には、合計欄のみとする。
- 3 海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、当該国立公園全体の数値を記載する。
- 4 国有地及び公有地の面積は、不明の場合を除き、それぞれの土地を所管する国の機関又は地方公共団体より教示された面積の計を記載する。
- 5 面積の単位はhaとし、小数点以下は四捨五入する(海域公園地区については、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。)。
- 6 面積比率の単位は%とし、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。

		地域地区			特別地域							
市町村名			特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計	普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公 園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
県		市										
(都、	71 7	町										
道、府)	郡一	村										
小		計										
県		市										
(都、	郡	町										
道、府)	יום	村										
小		計										
合	合											

海域は国の所有に属する公有水面であり、県別等に面積を表示することはできないため、

国立公園全体の数値を示している。

- 1 本表は日本産業規格 (JIS) A 3 判横長とする。
- 2 市町村の記載順序は、全国市町村要覧の掲載順序による。
- 3 面積の単位はhaとし、小数点以下は四捨五入する(海域公園地区の場合には、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。)。

(2) 利用規制計画

(利用規制を行う必要がある場合、対象とする地区、利用の現況と規制の必要性及び方法等について記述する。)

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

(令第1条第10号、第11号及び第12号に掲げる施設について整備するする必要がある場合に、おおむねの位置、整備する理由及び方針等について記述する。具体的に定める場合には、(表27:単独施設表)に準じて、保護 施設表を掲げる。この場合、以下の表の番号を順にずらす。)

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表26:集団施設地区表)

番号	名	称	区	域	計画目標	整備計画区	整備方針	面 積(ha)		
						及び基盤施設				
		山麓	(国有林の場合)			X				
			市内 県(都、道、府)			X				•
			郡			区				
			町(村)内国有林 森林管理署	林班及び 林班の全部		道路(歩道)				
			並びに 林班及び 林班の各一部			給 水 施 設				
								国	公	私
			(国有林以外の場合)					<u> </u>	Δ	1/4
			市 県 (都、道、府)			面種	計		·	
			郡							
			町(村) 及び の全部並びに	こ 及び の各一部						
										•
		湖畔								

- 1 本表は日本産業規格 (JIS) A 3 判横長とする。
- 2 「番号」は、集団施設地区ごとに付するものとし、その順序は、位置する都道府県、市町村に応じ、全国市町村要覧の掲載順とする。
- 3 「名称」及び「区域」の記載方法は(表3:特別保護地区内訳表)に準ずる。
- 4 「計画目標」には、地区の性格付け、将来目標等を記載する。
- 5 「整備計画区及び基盤施設」には、各整備計画区の名称及びこれらに共通の車道、歩道、上下水道施設等の基盤施設を掲げる。なお、整備計画区の名称は、当該整備計画区の位置(東部、南部等)、地名(川東、 湖岸等)などを用いるかあるいは、単に第一、第二・・・等とする。ただし、集団施設地区ごとに記し方は統一すること。
- 6 「整備方針」には、利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な事項として、各整備計画区の性格、機能及び整備目標(整備イメージ)、設けようとする施設の種類及び配置等に関する方針、並びに必要に応 じ整備に当たって配慮すべき事項(環境保全、町並み形式、脱炭素社会形成への取組方針、多言語対応、ユニバーサルデザイン対応等、施設整備上の配慮事項等)を記載する。
- 7 「面積」には、集団施設地区計画図を基に、GISソフト等を用いて算出したものを記載する。「面積」の単位はhaとし、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。
- 8 別添図面として、利用施設計画図 (集団施設地区区域図)を作成する。

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表27:単独施設表)

番号	種	類	位	置	整	備	方	針	告示年月日
			県(都、道	i、府)					
			市						
			郡 町(村)					
			()					

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 「番号」については、次の手順に従って整理した上で、個々の施設ごとに付す。
 - ア 施設の位置する市町村に応じ、全国市町村要覧の掲載順に並べる。
 - イ 同一市町村にあっては、北側に位置するものから並べる。
 - ウ 同一の位置に複数の施設を設ける場合は、令第1条に掲げる順序に並べる。
- 3 「種類」には、園地、宿舎等令第1条に掲げる施設の種類を記載する。
- 4 「位置」は、市町村名までとし、市町村名に続く次の街区名等又は地形図等から判断して当該計画位置を表示するのに適当と思われる地名通称を括弧書する。
- 5 「整備方針」には、当該施設の設置目的、整備の方針等を記載する。

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表28:道路(車道)表)

番号	路線名	X	間	主 要 経過地	整備方針	告示年月日
----	-----	---	---	---------	------	-------

	l ±⊐ ±−	周 / 初 诺 広 \
	起点	県(都、道、府)
線		市
		郡町(村)
	終点	県(都、道、府)
		市
		郡 町(村)
		(・国立公園境界)
	起点	県(都、道、府)
線		市
		郡 町(村)
		(・車道分岐点)
	終点	県(都、道、府)
		市
		郡 町(村)
		(・車道合流点)

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 3 判横長とする。
- 2 起終点の考え方については当該車道の目的に応じて出発地側を起点、目的 地側を終点とするが、両端が同等の意味を有する場合は次による。
 - ア 公園区域外からの車道については、公園区域を横切るものは北側の入口を起点とし、公園区域内に終点をもつものは入口を起点とする。
 - イ 他の計画車道から分岐する車道については、分岐点を起点とする。両端が他の計画車道に連絡する車道については、北側の端を起点とする。
 - ウ 他の計画車道と関わりなく計画される車道については、北側の端を起点 とする。
- 3 「番号」は、路線ごとに付すものとし、その順序は、起点の位置する都道 府県、市町村に応じ、全国市町村要覧の掲載順とする。同一市町村の場合に は北側に位置するものより付す。
- 4 「路線名」は、起終点の位置、主要経過地、当該車道の特徴等を参考にして適宜選定する。
- 5 「区間」は(1)で示した考え方により起終点を定め、市町村名まで記載し、 地名通称又は市町村名に続く次の街区名等を括弧書する。起終点が公園境界 である場合には、((地名通称)・国立公園境界)と記載する。他 の計画車道と連絡する場合には、起点側は(・車道分岐点)、終点

側は(・車道合流点)と記載する。なお、同一路線が公園区域を数 箇所出入する場合は、「起点」、「終点」、「起点」、「終点」というよう に並べて記載する。

- 6 「主要経過地」には、沿線の主要な集落、利用拠点等について記載する。
- 7 「整備方針」には、当該車道の利用の特性、整備の方針等を記載する。自 転車道を併設する場合にはその旨及び区間を明らかにする。

b 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表29:道路(自転車道)表)

番号	路	線	名	X	間	主要経過地	整備方針	告示年月日
			線	起点				
				終点				

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 3 判横長とする。
- 2 起終点の考え方及び表の記載方法については、(表28:道路(車道)表) に準ずる。

c 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表30:道路(歩道)表)

番号	路	線	名	X	間	主要経過地	整 備 方 針	告示年月日
			線	起点				
				終点				

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 3 判横長とする。
- 2 起終点の考え方及び表の記載方法については、(表28:道路(車道)表)に 準ずるものとするが、「区間」については、他の計画歩道と連絡する場合に限 り、「歩道分岐点」又は「歩道合流点」とあわせて記載する。

3 「整備方針」には、当該歩道の利用の特性、整備の方針を記載する。整備方針を記載する際には、本通知別紙1・第4・・1・(2)・イ・(ウ)・bに掲げる歩道の分類のいずれに該当するのか明確にする。

工 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表31:運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主 要 経過地	整備方針	告示年月日
	(単独施設		県(都、道、			
	に類似する		府)			
	もの)		市			
			郡 町(村)			
	線		起点			
	(路線が定		終点			
	められるも					
	o)					

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 係留施設等単独施設に類似するものの記載方法については、(表27:単独施設表)に、一般自動車道等路線が定められるものの起終点の考え方及び記載方法については、(表28:道路(車道)表)に準ずる。
- 3 「番号」については施設ごとに付すものとし、その順序については単独施設 に類似するものにあってはそれが位置する市町村、路線が定められているもの にあっては、それの起点が位置する市町村に応じ、全国市町村要覧の掲載順と する。

(2) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

(表32:生態系維持回復計画表)

番号	名称	位置	事業の実施方針	告示年月日

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判縦長とする。
- 2 「名称」には、生態系維持回復計画の名称を記載する。
- 3 「事業の実施方針」には、生態系維持回復事業の実施方針を記載する。

(3) 自然体験活動計画

留意事項

公園の風致景観及び自然環境、利用状況等の公園ごとの特性を踏まえ、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項(当該公園において自然体験活動を促進する上で踏まえるべき自然資源の特性、当該公園における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針等)を記載する。

質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針としては、公園の特徴や価値を踏まえた望ましい利用形態、利用環境の整備、利用に関するルール又はマナーの設定、人材の確保及び育成、利用者の人数の管理又は利用者の費用負担の仕組みの導入等に関する方針が想定される。

4 参考事項

(1) 過去の経緯

留意事項

「公園区域の指定」、「特別地域の指定」等主として区域の指定及び変更並びに 保護規制計画の変更に係る過去の経緯について時系列で掲げる。

(2) その他

留意事項

その他参考となるべき事項があれば記述する。

別添 供覧用総括図

留意事項

供覧用総括図を袋に入れて添付する。

様式第3 公園区域及び公園計画変更書

<標題>

国立公園

公園区域及び公園計画変更書

[再検討・第 次点検・一部変更]

年 月 日

環 境 省

- 1 特定部分の変更書とする場合は、公園名に続けて(地域)と当該部分の名称を記載する。
- 2 変更書の下に公園区域及び公園計画の見直しに係る作業区分(再検討、点検又は一部変更の別)を記載する。点検の場合はその数次も明記する。
- 3 公園区域の変更のみの場合は、標題を「公園区域変更書」とする。また、公園計画の変更のみの場合は、標題を「公園計画変更書」とする。

目次

第	1		公	袁	X	域	の	変	更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ページ
	1		変	更	理	由	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>"</i>
	2		指	定	理	由	の	変	更	内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>"</i>
	3		地	域	, の	概	要	の	変	更	内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	″
	4		変	更	す	る	公	園	X	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	"
第	2										•																						<i>"</i>
	1		変	更	理	由	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	"
	2		基	本	方	針	の	変	更	内	容																						
	3		規	制	計	画	の	変	更	内	容																						
		(1)		保	護	規	制	計	画	等						•	•			•										•	<i>"</i>
		`	ア								•																						<i>"</i>
					ア						護																						<i> </i>
				•		-					垮特																						
				-		-																											<i>II</i>
											特																						"
				(I)		第	3	種	特	別	地	域		•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	"
			1		海	域	公	袁	地	X	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		"
			ウ		利	用	調	整	地	X	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		″
			I		関	連	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		<i>"</i>
				(ア)		木	竹	損	傷	規	制	X	域	•	•	•	•	•		•			•	•	•		•	•	•		<i>"</i>
				(1)		汚	水	又	は	廃	水	の	排	出	規	制	X	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		<i>"</i>
				(ウ)		採	取	等	規	制	植	物	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		<i>"</i>
				(ェ)					規																						″
				(オ)					規																						"
				(カ)					制																						"
				•	+	-					制																	•	•	•	•		"
				•	ク	-					規																	•	•	•	•		"
				•	ケ	-		-			用																					•	"
						-					規			-	-																		"
				(サ)		動	力	船	使	用	規	制	X	域	及	び	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		"
				(シ)		普	通	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		"
			オ		面	積	内	訳	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		<i>"</i>
		(2)		利	用	規	制	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>"</i>
	4		事	業	計	画	の	変	更	内	容		•	•			•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		<i>"</i>
		(1)		施	設	計	画	•			•	•					•			•				•							<i>"</i>
		`	ァ	_							·																						<i>"</i>
			・ イ														•		•	•													<i>"</i>
			1													•	-	•	-	-	-	-	-	-	-	-		•	-	-	-	-	
				(ア)		朱	വ	肔	設	叩	K	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<i>''</i>

		(イ)		単	独	施	設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	"
		(ウ)		道	路	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	"
			а	車	道	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•		"
			b	自	転	車	道		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•		"
			С	步	道	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•		"
		(エ)		運	輸	施	設	,	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		"
	(2)	生	態	系	維	持	回	復	言	旧	国	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			"
	(3)	自	然	体	験	活	動	計	_ 運	Ī	•		,	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		"
5		参	老重	陌																															"

該当する項目に係る変更がない場合は、当該項目を抹消し、番号を繰り上げるものとする。

第1 公園区域の変更

1 変更理由

留意事項

作業区分を明確とするとともに、公園区域を変更する理由を簡明に記載する。

2 指定理由の変更内容 指定理由を次のとおり変更する。

(表1:指定理由变更表)

変更後	変更前

留意事項

- 1 本表は、日本産業規格 (JIS) A 4 判横長とする。
- 2 上記「1 変更理由」を踏まえて、様式第1指定書の「1 指定理由」を変更する必要がある場合は、上記の新旧対照表の形式によって、変更内容を明らかにするものとする。
- 3 地域の概要の変更内容 地域の概要を次のとおり変更する。

(表2:地域概要変更表)

変更後	変更前

- 1 本表は、日本産業規格 (JIS) A 4 判横長とする。
- 2 上記「1 変更理由」を踏まえて、様式第1指定書の「2 地域の概要」を 変更する必要がある場合は、上記の新旧対照表の形式によって、変更内容を明 らかにするものとする。

4 変更する公園区域

国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3:公園区域(陸域)変更表)

番号	区分	1		部			X	域	変	更理	由		面	積 (ha)		
	拡張	国 [:] 林:	県(有林 班() 1	一 場 の 場 の 場 の ま い ま の ま の ま の ま の ま ま の ま い ま い<	i	町(ね 管理	村) [署							A (国公私	>	
	"	(((先 先(果 、 一 先 礁果 、 一)) 章 含都 (及) (、む、 及びり) がい りょう ひんしん ひんびん はい りょう ひんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん	道部が 也 易 道部が 先 合 、	存 島)府り町のしり町地	(村) よ (村) 大 (村) 大海岸) び地 市						В	国公私		
	削除													c (国 公 私		
	"													D	国公私		
										更部 積		(A -	+ B) -	(C+ 国公私	- D)	
										更 園面				E	国公私	\ 	

(表4:公園区域(海域)変更表)注:【主2】・【副7】は、「公園区域変更図」の主図・副図の番号を示す。

番号	X	変	更	部	分	の	X	域	変更理由	面 積(ha)
1 【副7】	拡張									А
2 【主2】	"									В
	削除									С
	"									D
									変更部分 面積計	(A+B)-(C+D)
									変 更 前 公園面積	Е
									変 更 後 公園面積	E + { (A + B) - (C + D) }

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 拡張又は削除する部分ごとに記載するものとし、拡張部分を先に掲げる。
- 3 「番号」は、拡張又は削除する部分ごとに付すものとし、その順序は、当該部分に係る都道府県、市町村に応じ、全国市町村要覧の掲載順とする。また、必要に応じてこの部分に「公園区域変更図」の主図や副図の番号を記載する。
- 4 「変更部分の区域」には拡張又は削除する部分のみを記載するものとし、 記載方法は、様式第1の3の(公園区域表)の「区域」に準ずる。なお、区 域を変更しない箇所についても、区域全体について地名の確認を行うことと する。
- 5 「面積」の単位はhaとし、小数点以下は四捨五入する。
- 6 別添図面として、区域変更図を作成する。

第2 公園計画の変更

1 変更理由

留意事項

再検討、点検又は一部変更の別を明確とするとともに、公園計画を変更すること となった理由、作業の基本方針、主たる変更内容等を明らかにする。

2 基本方針の変更内容 基本方針を次のとおり変更する。

(表5:基本方針変更表)

变更後	変更前

留意事項

- 1 本表は、日本産業規格 (JIS) A 4 判横長とする。
- 2 上記「1 変更理由」を踏まえて、様式第2公園計画書の「1 基本方針」 を変更する必要がある場合は、上記の新旧対照表の形式によって、変更内容を 明らかにするものとする。

3 規制計画

(1) 保護規制計画等

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

(特別地域の区域の一部変更の場合)

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6:特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
即追的乐石	区域	面積(ha)	区域	面積(ha)
			変更部分面積合計	
			变更前特別地域面積	
			变更後特別地域面積	

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 記載方法については、様式第2の(表1:特別地域総括表)に準ずるものとする。

(ア) 特別保護地区

(特別保護地区の新設の場合)

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

留意事項

- 1 様式第2の(表2:特別保護地区総括表)及び(表3:特別保護地区内訳表) と同様の表を掲げる。
- 2 特別地域の区域変更を伴う場合は、本文の番号をずらす。
- 3 別添図面として、保護規制計画変更図を作成する。

(特別保護地区の区域の一部変更の場合) 特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7:特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名 称	変更部分の 区 域	変 更 理 由	面 積(ha)
	拡張	特 別 地 域の拡張	岳			А
	"	第 種特別地域からの振替				В
	削除	特 別 地 域の縮小				С
	"	第 種特別地 域 へ の 振 替				D
					変更部分面積計	(A + B) - (C + D)
					変更前特別保護 地区面積	Е
					変更後特別保護 地区面積	E + { (A + B) - (C +
						D) }

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 拡張又は削除する部分ごとに記載するものとし、拡張部分を先に掲げる。
- 3 「番号」は拡張又は削除する部分ごとに付すものとし、その順序は、当該部分に係る都道府県、市町村に応じ、全国市町村要覧の掲載順とする。
- 4 「内容」には、特別地域の拡張に伴って、当該拡張する部分を特別保護地区とする場合にあっては「特別地域の拡張」と、従前第1種特別地域であったものを特別保護地区とする場合にあっては「第1種特別地域からの振替」というように記載する。
- 5 「名称」には、現行の特別保護地区の名称を記載する。飛地として新規に特別保護地区を追加する場合は、地形図等から判断して、当該地区の位置を表示するのに適当と思われるものを適宜選定して付す。
- 6 その他の記載方法については、(表3:公園区域(陸域)変更表)に準ずる。
- 7 特別地域の区域変更を行う場合は、本文の番号をずらす。
- 8 別添図面として保護規制計画変更図を作成する。

(イ) 第1種特別地域~(エ) 第3種特別地域

(第1種、第2種又は第3種特別地域の区域の一部変更の場合)

第 種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8:第 種特別地域変更表)

番号	区分	内	容	名	称	変更部の 区	変 更 理	由	面 積 (ha)
	拡張	特別地域の	拡張		岳				А
	"	特別保護地 らの振替	区か						В
	"	第 種特別 からの振替	地域						С
	削除	特別地域の	縮小						D
	"	特別保護地 の振替	区へ						Е
	"	第 種特別 への振替	地域						F
							変更部分面 計	i積	(A + B + C)-(D + E + F)
							変更前第 特別地域面	種 積	G
							変更後第 特別地域面	種 積	G +{(A + B + C)-(D + E + F) }

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 記載方法については、(特別保護地区の区域の一部変更の場合)に準ずる。
- 3 特別地域内で振替を行う場合、例えば第3種の一部を第1種に変更する場合は、第1種の拡張に関する表と、第3種の削除に関する表をそれぞれ作成する。
- 4 他の変更を伴う場合は適宜本文の番号をずらす(以下それぞれの変更の場合において同じ。)。
- 5 別添図面として、保護規制計画変更図を作成する。

イ 海域公園地区

(海域公園地区の新設の場合) 海域公園地区を次のとおりとする。

留意事項

- 1 様式第2の(表10:海域公園地区表)と同様の表を掲げる。なお、本表は 日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 別添図面として保護規制計画変更図を作成する。

(海域公園地区の追加の場合)

次の海域公園地区を追加する。

(表9:海域公園地区追加表)

番	명	名	称	位	置	地区の概要	面積 (ha)

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 記載方法については、様式第2の(表10:海域公園地区表)に準ずるが、「番号」については、既設との通し番号とする。
- 3 別添図面として保護規制計画変更図を作成する。

(既設の海域公園地区の区域の一部変更又は解除の場合) 次の海域公園地区の区域の一部を変更(解除)する。

(表10:海域公園地区変更表)

来旦	番号 区分	名称	位置	告 示	変更(解	変更(解除)面積	変更後面積
番号 区分	区方	白彻		年月日	除)理由	(ha)	(ha)
	拡張					•	
	削除					·	
	解除						

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 拡張する海域公園地区を先に掲げる。
- 3 「番号」及び「名称」には、既設の海域公園地区の番号及び名称を記載する。
- 4 「位置」の記載方法は、様式第2の(表10:海域公園地区表)の「位置」 に準ずる。
- 5 「変更面積」には、変更部分のみの面積を海域公園地区変更図を基に、G ISソフト等を用いて算出して記載し、「変更後面積」には、拡張又は削除 された後の面積を記載する。面積の単位はhaとし、小数点第1位までとし、 小数点第2位を四捨五入する。削除の場合は数字の前に を付す。解除の場 合には、解除する海域公園地区の面積を記載する。
- 6 別添図面として、保護規制計画変更図を作成する。

ウ 利用調整地区

(利用調整地区の新設又は追加の場合) 利用調整地区を次のとおりとする。

留意事項

- 1 変更後の利用調整地区について、様式第2の(表11:利用調整地区表)と 同様の表を掲げる。なお、本表は日本産業規格(JIS)A4判横長とする。
- 2 別添図面として、利用調整地区区域図を作成する。

(利用調整地区の一部変更又は解除の場合)

利用調整地区の一部を次のとおり変更(解除)する。

(表11:利用調整地区変更表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	変更(解除) 理由	変更(解除) 面積(ha)	変更後面積 (ha)
	拡張						
	削除						
	解除						

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 拡張する利用調整地区を先に掲げる。
- 3 「番号」には、拡張、削除の箇所ごとに番号を記載する。
- 4 「名称」、「区域」、「地種区分」、「変更(解除)面積」の記載方法 は、(利用調整地区の新設又は追加の場合)に準ずる。
- 5 別添図面として利用調整地区変更図を作成する。

工 関連事項

(ア) 木竹損傷規制区域

(木竹損傷規制区域の新設又は追加の場合) 木竹の損傷を規制する区域を次のとおりとする。

留意事項

- 1 変更後の木竹損傷規制区域について、様式第2の(表12:木竹損傷規制区域 表)と同様の表を掲げる。
- 2 別添図面として、木竹損傷規制区域図を作成する。

(木竹損傷規制区域の一部変更又は解除の場合)

木竹の損傷を規制する区域の一部を次のとおり変更(解除)する。

(表12:木竹損傷規制区域変更表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	地区の 概要	変更(解除) 理由	変更(解除) 面積(ha)	変更後 面積(ha)
	拡張							
	削除							
	解除							

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 拡張する木竹損傷規制区域を先に掲げる。
- 3 「番号」には、拡張、削除の箇所ごとに番号を記載する。
- 4 「名称」、「区域」、「地種区分」、「面積」の記載方法は、(木竹損傷規制区域の新設又は追加の場合)に準じる。
- 5 別添図面として、木竹損傷規制区域変更図を作成する。

(イ) 汚水又は廃水の排出規制区域

(汚水又は廃水の排出規制区域の新設又は追加の場合) 汚水又は廃水の排出の規制区域を次のとおりとする。

留意事項

- 1 変更後の汚水又は廃水の排出規制区域について、様式第2の(表13:汚水又は廃水の排出規制区域表)と同様の表を掲げる。
- 2 別添図面として、汚水又は廃水の排出規制区域図を作成する。

(汚水又は廃水の排出規制区域の一部変更又は解除の場合) 汚水又は廃水の排出の規制区域を次のとおり変更(解除)する。

(表13:汚水又は廃水の排出規制区域変更表)

番号	区分	名称	位置	地域地区	湖沼(湿原) の概要	変更(解除) 理由	変更(解 除)面積 (ha)	変更後面 積(ha)

留意事項

- 1 本表は日本産業規格 (JIS) A 4 判横長とする。
- 2 拡張する汚水又は廃水の排出規制区域を先に掲げる。
- 3 「番号」には、拡張、削除の箇所ごとに番号を記載する。
- 4 「名称」、「区域」、「地域地区」、「面積」の記載方法は、(汚水又は廃水の排出規制区域の新設又は追加の場合)に準じる。
- 5 別添図面として、汚水又は廃水の排出規制区域変更図を作成する。

(ウ) 採取等規制植物

採取等規制植物を次のとおり追加(削除)する。

(表14:採取等規制植物変更表)

区分	種 名(科 名)
追加	
削除	

(エ) 植栽等規制植物及び区域

(植栽等規制植物及び区域の新設又は追加の場合)

植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくことを規制する植物及びその区域を次のとおりとする。

- 1 変更後の植栽等規制区域及び植物について、様式第2の(表15:植栽等規制 植物及び区域表)と同様の表を掲げる。
- 2 別添図面として、植栽等規制区域図を作成する。

(植栽等規制植物及び区域の一部変更又は解除の場合)

植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくことを規制する植物及びその区域の一部を次のとおり変更(解除)する。

(表15:植栽等規制区域及び植物変更表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	地区の概要	変更(解除)理由	変更(解除) 面積(ha)	変更後 面積 (ha)	変更する 植栽等規 制植物

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 植栽等規制区域の拡張及び追加する植栽規制植物を先に掲げる。
- 3 「番号」には、下記(3)に掲げる区分(拡張、削除等)の箇所ごとに番号 を記載する。
- 4 「区分」には、「拡張」、「削除」及び「解除」並びに「植栽等規制植物の 追加」及び「植栽等規制植物の削除」の中から該当する事項を選んで記載する。
- 5 「名称」、「区域」、「地種区分」、「面積」の記載方法は、(植栽等規制区域の新設又は追加の場合)に準じる。
- 6 別添図面として、植栽等規制区域変更図を作成する。

(オ) 捕獲等規制動物

(捕獲等規制動物の新規指定の場合)

捕獲し若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷を規制する動物を次のとおりとする。

留意事項

捕獲等規制動物について、様式第2の(表16:捕獲等規制動物表)と同様の表を 掲げる。

(捕獲等規制動物の一部変更の場合)

捕獲し若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷を規制する動物を次のとおり追加(削除)する。

(表16:捕獲等規制動物変更表)

区分	種 名(科 名)
追加	
削除	

留意事項

本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。

(カ) 放出規制動物及び区域

(放出規制動物及び区域の新設又は追加の場合)

動物を放つことを規制する区域及びその動物は次のとおりとする。

留意事項

- 1 変更後の放出規制区域及び植物について、様式第2の(表17:放出規制動物 及び区域表)と同様の表を掲げる。
- 2 別添図面として、放出規制区域図を作成する。

(放出規制動物及び区域の一部変更又は解除の場合)

動物を放つことを規制する区域及びその動物の一部を次のとおり変更(解除)する。

(表17:放出規制動物及び区域表変更表)

番号	区分	名称	区域	地 岳 区 八	地区の	変更(解	変更(解除)	変更後	変更する
留写	区方	110 110	区場	地種区分		除)理由	面積 (ha)	面積	放出規制
					概要			(ha)	動物

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 放出規制区域の拡張及び追加する放出規制動物を先に掲げる。
- 3 「番号」には、下記(3)に掲げる区分(拡張、削除等)の箇所ごとに 番号を記載する。
- 4 「区分」には、「拡張」、「削除」及び「解除」並びに「放出規制動物

の追加」及び「放出規制動物の削除」の中から該当する事項を選んで 記載する。

- 5 「名称」、「区域」、「地種区分」、「面積」の記載方法は、(放出規制動物及び区域の新設又は追加の場合)に準じる。
- 6 別添図面として、放出規制区域変更図を作成する。

(キ) 立入規制区域及び期間

(立入規制区域の新設又は追加の場合) 立入りを規制する区域を次のとおりとする。

留意事項

- 1 変更後の立入規制地区について様式第2の(表18:立入規制区域及び期間表)と同様の表を掲げる。
- 2 別添図面として、立入規制区域図を作成する。

(立入規制区域の一部変更又は解除の場合) 立入りを規制区域の一部を次のとおり変更(解除)する。

(表18:立入規制区域及び期間変更表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	変更(解除)理由	变 更 (解除) 面積 (ha)	变更 後 面積 (ha)	変更前期間	変更 後期間
	拡張								
	削除								
	解除								

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 「区分」には、拡張、削除、解除又は期間の変更の別を記載し、拡張する 立入規制区域を先に掲げる。
- 3 「番号」には、拡張、削除等の箇所ごとに番号を記載する。
- 4 「名称」、「区域」、「地種区分」、「変更(解除)面積」、「期間」の 記載方法は、(立入規制地区の新設又は追加の場合)に準ずる。

- 5 期間又は面積に変更がない場合は変更後の欄に「変更なし」と記載する。
- 6 別添図面として当該立入規制地区を表示した立入規制区域変更図を作成す る。

(ク) 乗入れ規制区域及び期間

(乗入れ規制区域の新設又は追加の場合)

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域を次のとおりとする。

留意事項

- 1 変更後の乗入れ規制区域について、様式第2の(表19:乗入れ規制区域及 び期間表)と同様の表を掲げる。
- 2 別添図面として、乗入れ規制区域図を作成する。

(乗入れ規制区域の一部変更又は解除の場合)

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域の一部 を次のとおり変更(解除)する。

(表19:乗入れ規制区域及び期間変更表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	変更(解除)理由	変 更 (解除) 面積 (ha)	变更 後 面積 (ha)	変更 前期間	変更 後期間
	拡張					. ,			
	削除								
	解除								

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 「区分」には、拡張、削除又は期間の変更の別を記載し、拡張する乗入れ 規制区域を先に掲げる。
- 3 「番号」には、拡張、削除等の箇所ごとに番号を記載する。
- 4 「名称」、「区域」、「地種区分」、「変更(解除)面積」、「期間」の 記載方法は、(乗入れ規制区域の新設又は追加の場合)に準ずる。

- 5 期間又は面積に変更がない場合は変更後の欄に「変更なし」と記載する。
- 6 別添図面として、乗入れ規制区域変更図を作成する。
 - (ケ) 車馬使用規制道路及び期間 (車馬使用規制道路の新設又は追加の場合) 車馬の使用を規制する道路を次のとおりとする。

- 1 変更後の乗入れ規制道路について、様式第2の(表20:乗入れ規制道路及び期間表)と同様の表を掲げる。
- 2 別添図面として、車馬使用規制道路図を作成する。

(車馬使用規制道路の一部変更又は解除の場合)

車馬の使用を規制する区域の一部を次のとおり変更(解除)する。

(表20:車馬使用規制道路及び期間変更表)

番号	区分	名称又は 路線名	区域又は 区間	地種区分	変更(解除)理由	変更 前期間	変更 後期間
	拡張						
	削除						
	解除						

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 「区分」には、拡張、削除又は期間の変更の別を記載し、拡張する乗入れ 規制道路を先に掲げる。
- 3 「番号」には、拡張、削除等の箇所ごとに番号を記載する。
- 4 「名称又は路線名」、「区域又は区間」、「地種区分」、「変更(解除) 面積」、「期間」の記載方法は、(乗入れ規制道路の新設又は追加の場合) に準ずる。
- 5 期間に変更がない場合は変更後の欄に「変更なし」と記載する。
- 6 別添図面として、乗入れ規制道路変更図を作成する。

(コ) 捕獲等規制動植物及び区域

(捕獲等規制動植物及び区域の新設又は追加の場合)

海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を次のとおりとする。

留意事項

- 1 変更後の捕獲等規制動植物及び区域について、様式第2の(表21:捕獲等規制動植物及び区域表)と同様の表を掲げる。
- 2 別添図面として、捕獲等規制動植物区域図を作成する。

(捕獲等規制動植物及び区域の一部変更又は解除の場合) 海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規 制する動植物及びその区域の一部を次のとおり変更(解除)する。

(表21:捕獲等規制動植物及び区域変更表)

番号	区分	海域公園地 区名	区域	地区の概要	変更(解 除)理由	変更(解 除)面積	変更後 面積(ha)	変更する捕 獲等規制動
						(ha)		植物

- 1 本表は見日本産業規格 (JIS) A 4 判横長とする。
- 2 捕獲等規制区域の拡張及び追加する捕獲等規制動植物を先に掲げる。
- 3 「番号」には、下記(3)に掲げる区分(拡張、削除等)の箇所ごとに 番号を記載する。
- 4 「区分」には、「拡張」、「削除」及び「解除」並びに「捕獲等規制動植物 の追加」及び「捕獲等規制動植物の削除」の中から該当する事項を選んで記載 する
- 5 「名称」、「区域」、「面積」の記載方法は、(捕獲等規制動植物及び 区域の新設又は追加の場合)に準じる。
- 6 別添図面として、捕獲等規制動植物区域変更図を作成する。

(サ) 動力船使用規制区域及び期間

(動力船使用規制区域及び期間の新設又は追加の場合) 動力船の使用を規制する区域及び期間は次のとおりとする。

留意事項

- 1 変更後の動力船の使用を規制する区域及び期間について、様式第2の(表 22:動力船使用規制区域及び期間表)と同様の表を掲げる。
- 2 別添図面として、動力船使用規制区域図を作成する。

(動力船使用規制区域及び期間の一部変更又は解除の場合) 動力船の使用を規制する区域及び期間の一部を次のとおり変更(解除)する。

(表22:動力船使用規制区域及び期間変更表)

番号	区分	名称	区域	海域公園 地区名	変更 (解除) 理由	変更 (解除) 面 積 (ha)	変 更 後 面積(ha)	期間
	拡張							
	削除							
	解除							

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 拡張する乗入れ規制地区を先に掲げる。
- 3 「番号」には、拡張、削除の箇所ごとに番号を記載する。
- 4 「名称」、「区域」、「海域公園地区名」、「変更(解除)面積」の記載 方法は、(動力船使用規制区域及び期間の新設又は追加の場合)に準ずる。
- 5 別添図面として、動力船使用規制区域変更図を作成する。

(シ) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表23:普通地域変更表)

都道府県名	変更後	复	変更前	
14000000000000000000000000000000000000	区域	面積(ha)	区域	面積(ha)
			変更部分面積 合計	
		陸域	変更前 普通地域面積	
			変更後 普通地域面積	
			変更部分面積 合計	
		海域	変更前 普通地域面積	
			変更後 普通地域面積	

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 記載方法については、様式第3の(表6:特別地域変更表)に準ずるものとする。

オ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる (変更後の(地域地区別土地所有別面積総括表)を掲げる。その記載方法は様式第2(表24:地域地区別土地所有別面積総括表)に準ずる。併せて、(地域地区別市町村面積総括表)を掲げる。その記載方法は次表のとおりとする。)。

(表24:地域地区別市町村別面積総括表)

(単位:ha)

							現			行							変		更	後			増	減
		地域地区		‡	詩別地	域					普通	合計		特	別地	域					普通	合計		
市町村名			特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計	普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域公園地区	地域(海域)	(海域) (A')	特保保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計	普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域公 園地区	地域(海域)	点。 (海域) (B')	陸 域 (B - A)	海 域 (B' - A')
県		市																						
(都、	7-17	囲丁																						
道、府)	郡	村																						
小		計																						
,,,		п																						
県		市																						
(都、	郡	囲丁																						
道、府)	יום	村																						
小		計																						
		н																						
合		計																						
		н																						

海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、

国立公園全体の数値を示している。

- 1 本表は日本産業規格 (JIS) A 3 判横長とする。
- 2 市町村の記載順序は、全国市町村要覧の掲載順序による。
- 3 面積の単位はhaとし、小数点以下は四捨五入する(海域公園地区の場合には、小数点第1位までとし、第2位を四捨五入する。)。
- 4 「増減」については、減の場合には数字の前に を付す。
- 5 変更後の「小計」及び「合計」の特別地域及び普通地域の各欄の下段に小計又は合計の面積を、上段に増減面積を記載する。この場合、減には数字の前に を付す。

(2) 利用規制計画

利用規制計画を次のとおりとする。

(様式第2の2・(2)に準じて記述する。)

- 4 事業計画の変更内容
 - (1)施設計画
 - ア 保護施設計画

(保護施設計画の追加の場合)

次の保護施設計画を追加する。

(様式第3の4・(1)・イ・(イ)・(単独施設の追加の場合)に準ずる。)

(保護施設計画の変更の場合)

次の保護施設計画を変更する。

(様式第3の4・(1)・イ・(イ)・(単独施設の変更の場合)に準ずる。)

(保護施設計画の削除の場合)

次の保護施設計画を削除する。

(様式第3の4・(1)・イ・(イ)・(単独施設の削除の場合)に準ずる。)

イ 利用施設計画

(利用施設計画の変更の場合)

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

(集団施設地区の新設又は追加の場合)

次の集団施設地区を追加する。

留意事項

1 様式第2の(表26:集団施設地区表)と同様の表を掲げる。「番号」については、新設の場合は1からとするが、追加の場合は既設との通し番号とする。

なお、本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。

2 別添図面として、利用施設計画変更図及び集団施設地区区域図を作成する。

(既設の集団施設地区の内容変更等の場合)

集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表25:区域变更表)

番号	X	分	名 称	告 示 年月日	変更部分 の 区 域	変更理由	変更面積 (ha)	変更後 面積
	拡	張						
	削	除					·	

(表26:集団施設地区表)

番号	名	弥	区域	計画目標	整備計画 区及び基盤 施設	整備方針	面 積 (ha)

留意事項

- 1 区域変更表は、集団施設地区の区域を変更する場合のみに掲げる。
- 2 集団施設地区表については、変更に係る集団施設地区についてのみ、様式 第2の(表26:集団施設地区表)と同様の表を掲げる。
- 3 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 4 「番号」及び「名称」は、既設の番号及び名称を記載する。
- 5 「変更部分の区域」については、(表3:公園区域(陸域)変更表)に準 じて記載する。
- 6 「変更面積」には、変更部分のみの面積を集団施設地区変更図を基に、G ISソフト等を用いて算出して記載し、「変更後面積」には、拡張又は縮小された後の面積を記載する。面積の単位はhaとし、小数点第1位までとし、 小数点第2位を四捨五入する。削除の場合は、数字の前にを付す。
- 7 他の変更を伴う場合は、本文の番号を適宜ずらす(以下それぞれ変更の場合において同じ。)。
- 8 別添図面として、利用施設計画変更図、利用施設計画変更図(集団施設地 区変更図)を作成する。

(集団施設地区の計画からの削除又は指定の解除の場合) 次の集団施設地区を削除(解除)する。 (表27:集団施設地区削除(解除)表)

番号	名	称	位	置	告示年月日	理	由
			県(都、道、	府)			
				市			
				郡町			
			(村)			

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 「番号」及び「名称」は、既設の番号及び名称を記載する。
- 3 「位置」は、様式第2の(表27:単独施設表)の「位置」に準じて記載する。
- 4 別添図面として、利用施設計画変更図を作成する。

(イ) 単独施設

(単独施設の追加の場合)

次の単独施設を追加する。

留意事項

- 1 追加するものに関し、様式第2の(表27:単独施設表)と同様の表を掲げる。この場合「番号」は既設との通し番号とする。なお、本表は日本産業規格(JIS)A4判横長とする。
- 2 別添図面として、利用施設計画変更図を作成する。

(単独施設の変更の場合)

次の単独施設を変更する。

(表28:単独施設変更表)

	現 行 新 規					規		
番号	種類	位置	整備	告 示 年月日	位置	整備方針	理由	

留意事項

1 位置又は整備方針を変更するものに関し、本表を掲げる。「番号」は既設 の番号を記載する。位置又は整備方針のいずれか一方のみ変更する場合、変 更しないものについては、「変更なし」と記載する。なお、日本産業規格 (JIS) A 4 判横長とする。

2 別添図面として、利用施設計画変更図を作成する。

(単独施設の削除の場合)

次の単独施設を削除する。

(表29:単独施設削除表)

番	号	種	類	位	置	告示年月日	理	由

留意事項

- 1 「番号」は既設の番号を記載する。なお、本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 別添図面として、利用施設計画変更図を作成する。

(ウ) 道路

(道路の追加の場合)

次の車道(自転車道、歩道)を追加する。

留意事項

- 1 追加するものに関し、様式第2の(表28:道路(車道)表)、(表29:道路(自転車道)表)又は(表30:道路(歩道)表)と同様の表を掲げる。この場合「番号」は既設との通し番号とする。なお、本表は日本産業規格 (JIS) A 3 判横長とする。
- 2 別添図面として、利用施設計画変更図を作成する。

(道路の削除の場合)

次の車道(自転車道、歩道)を削除する。

(表30:道路(車道(自転車道、歩道))削除表)

番!	号	路	線	名	X	間	主要経過地	告示年月日	理	由

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 3 判横長とする。削除するものに関し、様式 第2の(表28:道路(車道)表)、(表29:道路(自転車道)表)又は(表 30:道路(歩道)表)に準じて記載する。この場合「番号」は既設の番号を 記載する。
- 2 別添図面として、利用施設計画変更図を作成する。

(道路の延長、短縮、経路変更の場合) 次の車道(自転車道、歩道)を次のとおり変更する。

(表31:道路(車道(自転車道、歩道))変更表)

	現行						新規					理由	
番号	路線名	区間	主	要	告	示	番号	路線名	区間	主	要	整備	
苗与	哈林石	丘间	経過	過地	年月	月日	苗与	哈林石	丘间	経過		方針	

留意事項

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 3 判横長とする。
- 2 「現行」の「番号」は既設の番号を付す。複数の道路を統合する場合に は、「新規」の「番号」は現行の若い方の番号を付す。
- 3 その他は様式第2の(表28:道路(車道)表)、(表29:道路(自転車 道)表)又は(表30:道路(歩道)表)に準じて記載する。
- 4 別添図面として、利用施設計画変更図を作成する。

(工) 運輸施設

(運輸施設の追加の場合)

次の運輸施設を追加する。

- 1 追加するものに関し、様式第2の(表31:運輸施設表)と同様の表を掲げる。この場合「番号」は既設との通し番号とする。
- 2 別添図面として、利用施設計画変更図を作成する。

(運輸施設の削除の場合)

次の運輸施設を削除する。

(表32:運輸施設削除表)

番号	路線名	種	類	位置又は区間	主要経過地	告示年月日	理	由

留意事項

1 本表は日本産業規格(JIS) A 3 判横長とする。 削除するものに関し、様式第 2 の(表31:運輸施設表)に準じて記載する。この場合「番号」は既設の番号を記載する。

2 別添図面として、利用施設計画変更図を作成する。

(運輸施設の路線の延長、短縮、経路変更等の場合) 次の運輸施設を次のとおり変更する。 (道路の場合と同様とする。)

(2) 生態系維持回復計画

(生態系維持回復計画の新規決定又は追加の場合) 生態系維持回復計画を次のとおりとする。

留意事項

追加するものに関し、様式第2(表32:生態系維持回復計画表)と同様の表を掲げる。

(生態系維持回復計画の一部変更又は削除の場合)

生態系維持回復計画を次のとおり変更(削除)する。

(表33:生態系維持回復計画変更表)

		変更後					
番号	名称	位置	事業の実 施方針	名称	位置	事業の実 施方針	変更理由

- 1 本表は日本産業規格(JIS) A 4 判横長とする。
- 2 様式第2(表32:生態系維持回復計画表)に準じて記載する。
- 3 新旧対照表の形式によって、変更内容を明らかにするものとする。

(3) 自然体験活動計画

(自然体験活動計画の新規決定又は追加の場合) 自然体験活動計画を次のとおりとする。

留意事項

追加するものに関し、様式第2と同様に必要事項を記載する。

(自然体験活動計画の一部変更又は削除の場合) 自然体験活動計画を次のとおり変更(削除)する。

(表34:自然体験活動計画変更表)

変更前	变更後

留意事項

自然体験活動計画を変更又は削除する必要がある場合は、上記の新旧対照表の形式によって、変更内容を明らかにするものとする。

5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表35:参考事項変更表)

変更前	变更後

留意事項

参考事項を変更する場合で必要がある場合は、上記の新旧対照表の形式によって、 変更内容を明らかにするものとする。